

## 指定通所介護・介護予防通所介護相当サービス事業所運営規程

### (事業の目的)

第 1 条 社会福祉法人高陽会が開設する指定通所介護・介護予防通所介護相当サービス事業所（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護・介護予防通所介護相当サービスの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は介護員研修の修了者（以下「介護員等」という）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適切な指定通所介護・介護予防通所介護相当サービスを提供することを目的とする。

### (運営の方針)

- 第 2 条 事業所の介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排泄、食事、機能訓練その他の生活全般にわたる援助を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
- 二 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの緊密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 三 上記のほか、和歌山県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年和歌山県条例第 65 号）を遵守する。
- 四 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。

### (事業の名称等)

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 風の里 デイサービスセンター
- 二 所在地 和歌山県紀の川市粉河 951-1

### (職員の職種、員数、及び職務内容)

第 4 条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1 名  
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定通所介護の提供に当たるものとする。
- 二 生活相談員 1 名以上  
生活相談員は、事業所に対する指定通所介護・介護予防通所介護相当サービスの利用の申込みに係る調整、通所介護員に対する技術指導、通所介護計画の作成等を行う。
- 三 看護職員 1 名以上  
利用者の健康チェックや健康相談等に従事する。
- 四 介護職員 4 名以上

利用者の介護等に従事する。

- 五 機能訓練指導員 1名以上  
心身の機能の減退を防止するための訓練を行う。
- 六 調理員 2名以上  
利用者に給食を提供する。
- 七 栄養士 1名以上
- 八 事務員 1名以上  
利用料・給付管理等の業務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- 三 サービス提供時間 午前8時45分から午後5時までとする。
- 四 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(利用者の定員)

第6条 事業所の利用者の定員は35名とする。

(事業の内容及び利用料等)

第7条 指定通所介護・介護予防通所介護相当サービスの内容は次のとおりとし、指定通所介護・介護予防通所介護相当サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣又は各保険者が定める基準及び各市町村が定める基準によるものとし、当該指定通所介護・介護予防通所介護相当サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。但し一定以上の所得がある場合は2割又は3割とする。

- ① 生活指導
  - ② 機能訓練
  - ③ 養護
  - ④ 健康状態の確認
  - ⑤ 送迎
  - ⑥ 入浴サービス
  - ⑦ 給食サービス
- 二 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定通所介護・介護予防通所介護相当サービスに要した交通費は、その実費を徴収する。また、送迎自動車を使用した場合の交通費は、一律500円とする。
- 三 前項の額のほか、利用者より次の費用の支払いを受ける。
- ① 食事代 650円

② 初回セット (ネットワークノート・ファイルケース) 700円(初回のみ)  
(歯ブラシ(110円)・ケース(200円))

③ 日常生活費の利用者負担分・オムツ代等 実費

四 前2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。

(通常の事業の実施場所)

第8条 通常の事業の実施地域は、紀の川市、岩出市、かつらぎ町の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 事業所を利用中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、事業所においてサービスを利用する時は他の利用者との共同利用の秩序を保ち、相互の親睦に努めるものとする。

二 利用者は、事業所においてサービスを利用するときは、共同利用スペースの清潔、整頓、その他環境衛生に協力するものとする。

三 利用者は、サービス利用を新たに追加、変更又は中止する場合は、できるだけサービス利用予定日の前日までに事業所に申し込むものとする。

四 利用者は、事業所において次の行為をしてはならない。

(1) 宗教や信条の相違等で他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の利益を侵すこと。

(2) 喧嘩、口論、泥酔等で他人に迷惑を及ぼすこと。

(3) 事業所の秩序若しくは風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。

(4) 指定した場所以外で火気を用いること。

(5) 故意に事業所若しくは物品に損害を与え、又は物品を持ち出すこと。

(6) 他の利用者の不利益となる情報を無断で漏らさないこと。

(7) 現金、貴重品の管理は自己の責任において行うこと。

(8) 従業者に対してのハラスメント行為。

(情報の公表)

第11条 事業所において実施する事業の内容について、第2条第8項の条例基準70条に基づき、ホームページ等において公表する。

二 前項に定める内容は、解釈通知により定める事項及び事業所が提供する指定通所介護(指定介護予防相当サービス)の利用及び利用申し込みに資するものとし、利用者及びその家族(個人を特定しうる情報を含む。)に係る内容は、これに該当しない。

(個人情報の保護)

第 12 条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」(平成 15 年法律第 57 号) 及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努める。

- 二 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービス提供、研究発表等以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了承を得る。

(その他運営についての留意事項)

第 13 条 事業所は、介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
- 二 継続研修 年 5 回

(非常災害対策)

第 14 条 非常災害に備えて必要な設備を設け、防災、避難に関する計画を作成する。

- 二 非常災害に備えて年 2 回以上、避難、救出その他必要な訓練等を行う。

(苦情処理)

第 15 条 利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情相談窓口の設置、苦情処理の体制及び手順の整備等必要な措置を講じるとともに、当該措置の内容を重要事項説明書へ記載及び事業所内に掲示する等により利用者及びその家族に周知する。

- 二 事業所は、前項の苦情を受けた場合には、苦情の内容を記録して保存するとともに、その原因を解明し、再発を防止するために必要な措置を講じる。
- 三 事業所は、利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(身体拘束等の禁止)

第 16 条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 17 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のための次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待を防止するための職員に対する研修の実施

二 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

三 その他虐待防止のために必要な措置

- 1 事業所は、サービス提供中に、当該事業所の職員または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

（事故発生時の対応）

第 18 条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は利用者に対して必要な措置を講じます。

- 二 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診察を依頼する。
- 三 前 2 項の他、当施設は利用者の家族等利用者又は扶養者が指定する者、及び保険者が指定する行政機関に対して速やかに連絡する。

（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保）

第 19 条 事業所は男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策のため、次の措置を講ずるものとする。

- 1 従業者に対するハラスメント指針の周知・啓発
- 2 従業者からの相談に応じ、適切に対処するための体制の整備
- 3 その他ハラスメント防止のために必要な措置

（衛生管理、感染症及び従事者等の健康管理等）

第 20 条 通所介護等に使用する備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に十分留意するものとする。

- 二 通所介護従事者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年 1 回以上の健康診断を受診させるものとする。
- 三 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講ずる。
  - 1 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、事業者にも周知徹底を図る。
  - 2 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
  - 3 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（業務継続計画の策定等）

第 21 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

- 二 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 三 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人高陽会理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

## 附 則

- |                               |                               |
|-------------------------------|-------------------------------|
| この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。  | この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。  |
| この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。  | この規程は、平成 17 年 4 月 21 日から施行する。 |
| この規程は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。 | この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。  |
| この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。  | この規程は、平成 20 年 11 月 1 日から施行する。 |
| この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。  | この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。  |
| この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。  | この規程は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。  |
| この規程は、平成 26 年 5 月 1 日から施行する。  | この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。  |
| この規程は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。  | この規程は、平成 29 年 3 月 1 日から施行する。  |
| この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。  | この規程は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。  |
| この規程は、平成 29 年 11 月 1 日から施行する。 | この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。  |
| この規程は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。  | この規程は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。  |
| この規程は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。 | この規程は、令和 元年 6 月 1 日から施行する。    |
| この規程は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。   | この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。   |
| この規程は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。   | この規程は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。   |
| この規程は、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。   |                               |